

修学資金貸付 Q&A

Q01	返還免除の対象となる雇用形態は、常勤に限定されているのか。非常勤の場合の適用基準は
AO1	雇用形態は常勤職員に限らない。非常勤職員として勤務する場合は、1,825日(5年間)以上雇用され、保育等の業務に従事した期間が900日(180日/年)以上あることが必要です。ただし、過疎地域において保育業務に従事した場合は、保育所等に在籍した日数が1,095日以上あり、保育に従事した日数が540日以上あれば返還免除の対象となります。
Q02	貸付の対象施設に通信制の養成施設は含まれるのか。
AO2	通信制の養成施設は、貸付対象施設に含まれる。通信制の場合、貸付対象者が住民登録している都道府県で貸付を受けることはできるが、施設の所在地の都道府県で貸付を受けることはできない。
Q03	生活福祉資金と本貸付の併給はできないこととされていますが、生活福祉資金以外の貸付制度との併給について制約はあるのでしょうか。
AO3	生活福祉資金に限らず、母子父子寡婦福祉資金、職業訓練給付等の国庫補助事業等との併給はできません。 なお日本学生支援機構の「奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」等の利用については、その併給を認めています。また、給付型奨学金受給者が授業料等の減免を受けた場合、自己負担の範囲内の貸付を受けることは可能です。(問19参照)
Q04	養成施設等を休学、停学した場合は、その期間の貸付は受けられますか。
AO4	休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付は行いません。既に貸付を受けている場合は、次回の交付額を休学又は退学の期間に応じて減額します。
Q05	留年した場合はどうなりますか。
AO5	学業成績が著しく不良になったことを理由に留年になった場合は、以後の貸付金を停止します。なお、借入した修学資金は、返還となります引き続き養成施設等に在学しているときは返還の猶予ができます。 また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により留年となった場合は、貸付金の交付を続けますが、契約した貸付期間の延長はいたしません。
Q06	退学した場合はどうなりますか。
AO6	貸付を停止し、既に借受けた金額を返還していただきます。
Q07	在学中に死亡した場合、又は心身の故障により将来に渡って返還免除対象業務に従事する見込みがないときはどうなりますか。
AO7	原則として返還の対象となります。借入した修学資金は、相続人及び連帯保証人が引き継ぐことになります。ただし、相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。

Q08	卒業後に死亡した場合、又は心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったときは、どうなりますか。
A08	業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは返還が免除されます。 また、業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事若しくは継続できなくなったときは、原則として返還の対象となります。相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。
Q9	連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が発生したときはどうなりますか。
A9	その理由が生じた日から起算して30日以内に新たな連帯保証人を立てていただきます。
Q10	貸し付けを受けたお金の返還に要する期間（返還期間）は何年間ですか。
A10	修学資金を返還しなければならない理由が生じた日の属する月の翌月から県社協が認める期間（原則4年以内）の期間内に分割して返還していただきます。
Q11	貸し付けを受けたお金に利子は付きますか。
A11	本修学資金は無利子の制度です。しかし、定められた返還期間内に完済しなかった場合は、残った元金に対して年利3.0パーセントの延滞利子が付されます。
Q12	返還免除の対象となる「幼稚園」での勤務について「常時預かり保育を実施」「認定保育園への移行や予定」をどのように確認するのか。また「常時」や「移行予定」の基準はあるのか。
A12	幼稚園の状況については、各自治体が把握している情報や園に実施状況等の書類提出を求める方法により対応することとしている。「常時預かり保育を実施」は週5日以上実施している施設。「認定保育園への移行予定」は貸付対象者が入職してから5年以内の移行を予定している施設が対象
Q13	卒業後、保育士の資格は取得したが、その後1年以上就職又は返還免除業務への従事ができなかったときはどうなりますか。
A13	就職まで1年以上かかった場合、卒業から1年を経過した時点で返済開始となります。 しかし、就職して返還免除対象業務に従事したときは、そこから返還を猶予することができます。すでに返済した貸付金は、免除にはなりません。 なお卒業後他の職種に就職した方で、将来返還免除対象業務に従事する意志ありと認められる場合は、卒業した日から2年以内の期間まで返還免除対象業務への従事を猶予します。
Q14	就業していた保育所を辞め、別の保育所で働き始めた場合も返還猶予や免除の対象になりますか。
A14	長崎県内の返還免除対象事業所であれば、対象になります。ただし、連続して勤務していると認められる場合に限ります。前業務先の「退職届」と新業務先の「指定業務従事届」を県社協に提出して下さい。

Q15	返還免除要件（5年間の保育士の業務への従事）における「5年間」とは、連続ですか、それとも通算ですか。
A15	返還免除要件における「5年間」は、原則として連続している必要があります。ただし当初就職した事務所を退職し、新たな就職先を探している場合など、連続している状態と同視できる特段の事情がある場合には連続とみなします。
Q16	返還免除対象の業務従事期間について、「業務従事開始日」及び「登録日」からのいずれの日から算定できますか。
A16	「業務従事開始日」または「登録日」のいずれか遅い方から算定します。
Q17	育児休暇をとることになりました。休暇によって、返還免除の要件である継続した勤務が認められることになりますか。また休暇期間は、免除対象期間となりますか。
A17	育児、介護、疾病等によるやむを得ない事由による休暇の場合、1年程度で復帰した場合は、勤務の継続性は認められます。ただし、休暇期間中は免除対象期間には算入されません。
Q18	業務従事期間について、養成施設卒業後、過疎地（3年未満）と通常地域（5年未満）双方にて勤務を行った場合、返還免除要件を満たすことになりますか。
A18	過疎地域での免除要件の3年は、あくまでも連続した業務従事期間が必要となります。例えば、過疎地域での連続した業務従事期間が3年に満たない時点で過疎地域以外の通常地域での業務に従事した場合は、過疎地域及び通常地域において、通算5年に達した時点ではじめて免除要件を満たすものとなります。
Q19	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金)等と保育士修学資金の併給はできますか。
A19	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金)等と保育士修学資金の併給の場合、修学費は減免後も自己負担額が生じる場合に、月額5万円を上限に貸し付けます。 入学金については、自己負担額の範囲内において20万円を上限に貸し付けます。 生活費加算は給付型奨学金と支援内容が重複することから併給不可となります。 送金については、日本学生支援機構の適格認定後、級区分が確定後に貸付決定額から減額調整した後に送金します。
Q20	保育士資格と幼稚園教諭資格の両方を有する保育士修学資金借受人が、市町村等に採用され、幼稚園に幼稚園教諭として配属された場合、当該資金の返還免除期間として算定できるか。
A20	配属された幼稚園において、「幼稚園教諭」として従事している期間は返還免除条件の5年に算定することはできません。ただし、預かり保育を週5日以上実施している幼稚園及び貸付対象者が入職してから5年以内に認定こども園へ移行予定している場合は可能です。なお、本人が保育士として働く意思を持っている場合、幼稚園教諭として幼稚園に配属されている期間を返還債務の猶予期間とすることができます。上記の場合、本人が保育士として働く意思を持っている旨の申し立て書と返還猶予申請書の提出が必要です。
Q21	公立保育園は返還免除の対象になるのか。幼稚園教諭は含まれないのか。
A21	公立保育園は対象です。認定こども園、常時預かり保育をしている幼稚園は対象になるが、幼稚園教諭で採用になった場合は、返還対象です。
Q22	保育士証のコピーの提出期限について、令和年3月に卒業予定の場合、保育士証の提出はいつまでに提出すれば良いのか。

A22	養成施設を卒業する際には、「卒業届(資格取得届)」、「指定保育士養成施設卒業証明書」の写し及び「保育士登録済通知書」の写しを養成施設経由で提出して下さい。正式な保育士証は6月中旬頃に交付されるので、到着次第、その写しを県社協に提出して下さい。
Q23	保育士として児童の保護等に従事する場合、「指定業務従事届」はいつまでに提出すれば良いのか。
A23	毎年3月頃に一部印字した返還猶予申請書及び指定業務従事届の様式を借受者の自宅に郵送いたします。保育所等に就職した場合、就職先の証明印を押印したものを4月30日までに提出して下さい。提出がない場合は貸付金を返還していただくこともあります。
Q24	就職してから5年末満で退職した場合はどうなるのか。
A24	指定施設等において貸付期間(2年又は4年)以上保育士業務に従事し、その後退職した場合、一部返還免除が受けられる。ただし、一部返還免除を受けられるかどうかは状況により個別に対応するので、当該状況になった場合は、速やかに県社協に連絡して下さい。なお、本人の責により免職された者、特別な事情もなく恣意的に退職した者等には適用されません。
Q25	やむを得ない特別な事由により保育士業務に従事できなくなり、返還猶予をした場合、猶予期間以外に所定期間従事すれば、返還免除になるのか。返還猶予期間を挟んだ場合は、免除となる従事期間5年間と猶予期間を足した期間の後に、免除申請の手続きをとれば良いのか。
A25	やむを得ない特別な返還猶予事由が発生した場合は、県社協が認めれば返還猶予をすることができますが、その間は保育士業務に従事したと見なすことはできません。猶予期間終了後、猶予前と合算して所定期間従事した場合のみ返還免除を受けることができます。
Q26	「在学状況届」や「卒業届」の様式は県社協から送られてくるものなのか。
A26	基本的に申請人が提出する書式については、県社協のホームページに様式をアップしているのでそれを活用して下さい。なお、借用書や返還猶予申請書等については、県社協のシステムから貸付番号や氏名を印字したものを送付するので署名押印して提出して下さい。なお、それ以外の書式で希望があれば、県社協から郵送することも可能です。
Q27	児童養護施設等に入所している児童が資金の貸付を受けようとする場合、連帯保証人に法定代理人を立てられない場合どうするのか。
A27	貸付を受けようとする者が、児童養護施設や児童自立支援施設等に入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童の場合、児童養護施設等の施設長の意見書を添付することによって、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
Q28	保育士養成施設卒業後、1年間介護福祉士の資格取得のため、介護福祉専攻科へ進学した場合、介護福祉専攻科在学期間の1年間は返還債務の猶予がみとめられますか。
A28	保育士養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、介護福祉専攻科修了後の翌年度から返還免除対象施設で児童の保護等に従事する場合は、介護福祉専攻科在学期間は返還債務の猶予期間となります。